

お知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大の状況により内容変更の場
 合があります。市や各問い合せ先で最新情報をご確認ください。
 (掲載情報は6月20日時点のもので)

施設の休館・再開状況など

休館や利用を制限していた施設は、市でご確認ください。また、再開後の施設利用の際は、「新しい生活様式」(4面参照)にご配慮ください。

イベントの中止・延期

中止・延期になった主なイベントをお知らせします。詳細やその他のイベントは市をご覧ください。

- ◆野老澤行灯廊火(例年7月開催)
- ◆とろざわまつり(例年10月開催)
- ◆商業観光課 2998・9155
- ◆児童館行事の休止

◆市民プールの開場中止
 北野公園市民プールは今年の開場を中止します。

◆青少年課 2998・9103

◆特別定額給付金(10万円)の申請期限は8月31日(月)

未申請の方は、全世帯に郵送した申請書を期限内(消印有効)に返送してください。なお、オンライン申請が済んでいる世帯は返送不要です。また、申請済みの世帯には振り込み

のお知らせを郵送します。最新の状況は市(〇)特別定額給付金をご覧ください。

〇所沢市特別定額給付金コールセンター 〇120・525・237

市税の納期限

7月31日(金)は、固定資産税・都市計画税(二期)、国民健康保険税(一期)の納期限です。期限内に納めてください。

〇収納課 2998・9073

毎月第2・4土曜午前は休日開庁

一部の業務を行います。詳細は市(〇)休日開庁をご覧ください。

〇7月11日(日)・25日(日) 午前8時30分～午後0時30分

〇市役所1階、まちづくりセンター(並木除く)、上下水道局庁舎

〇経営企画課 2998・9027、上下水道お客様センター 2921・1080

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている年金受給者の方へ

提出期限が保留となっていた、従来の期限が令和2年2月以降の現況届、生計維持確認届の期限が次のとおり決定しました。

▼従来の提出期限が2月末～6月末：7月末日
 ▼従来の提出期限が7月以降：従来どおり

また、障害年金や特別障害給付金を受けていて令和2年2月末から3年2月末までに診断書の提出期限を迎える方は、日本年金機構への提出期限が1年間延長されています。対象者には同機構からお知らせします。

〇すでに診断書を提出済みの方は、同機構から審査結果が届きます。

〇所沢年金事務所お客様相談室 2998・0170 (自動音声案内ダイヤル1→2)、市民課(国民

国民年金保険料の免除・猶予

経済的な理由や災害などにより納めることが困難な場合は、申請により免除・猶予される制度があります。また、新型コロナウイルスの影響により令和2年2月以降の収入が減少した場合の臨時特例手続きが5月から始まりました。

保険料免除制度

申請者、配偶者、世帯主の前年所得などを審査して、保険料の全額、4分の1を免除します。

納付猶予制度

申請者と配偶者の所得を審査し、一時的に保険料の支払いを猶予します。

〇49歳以下の方(学生除く) 〇申請に必要なもの

①全ての方：免除申請書、マイナンバーがわかるものまたは年金手帳

②代理人が申請する場合は、申請者の印鑑(認印可)、代理人の本人確認書類、委任状も必要です。

③失業のため申請する方：①に加え、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証など

④臨時特例で申請する方：①に加え、「所得の申立書(臨時特例用/日本年金機構様式)」など

〇留意事項 ▼申請は毎年必要(7月が更新時期) ▼時効を迎えていない期間はさかのぼって申請可能

〇市役所1階市民課(国民年金担当) 2998・9095、所沢年金事務所 2998・0170 に直接



国民健康保険

〇国民健康保険課 2998・9131

国民健康保険被保険者証の1斉更新

8月1日から使える新しい保険証(ピンク色)を加入世帯の世帯主宛てに簡易書留で郵送します。7月末で有効期限を迎える現在の保険証(灰色)は、期限後に裁断して処分するか、市役所1階国民健康保険課またはまちづくりセンター(並木除く)に返却してください。

保険証と高齢受給者証が1枚に

70歳以上の方は、今回の更新からは新しい保険証1枚のみご提示ください。また、8月1日以降は高齢受給者証の交付がなくなりますのでご注意ください。

後期高齢者医療制度のお知らせ

詳細は7月中旬に郵送する保険料額決定通知書をご覧ください。

被保険者証(保険証)を郵送

新しい保険証(緑色)を7月中旬に簡易書留で郵送します。7月末で有効期限が切れる現在の保険証(紫色)は、期限後に裁断して処分するか、市役所1階国民健康保険課またはまちづくりセンターに返却してください。

低所得者の限度額適用・標準負担額減額認定証②現役並み所得者の限度額適用認定証

医療機関に提示すると同一月・同一医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までとなる限度額適用・

標準負担額減額認定証または限度額適用認定証は、申請により取得できます。既に取得済みで引き続き対象の方は自動更新されます(7月下旬郵送)。

〇①負担割合が1割の被保険者で、市民税非課税世帯の方②負担割合が3割で、市民税課税所得が690万円未満の方

保険料のお知らせ

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が同じ負担額の「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

均等割額：41,700円
 所得割額：7.96%

〇国民健康保険課 2998・9218 (後期高齢者医療担当)

介護保険のお知らせ

〇介護保険料決定通知書を郵送 65歳以上の方(第1号被保険者)の令和2年度の介護保険料を7月上旬にお知らせします。詳細は同封のパンフレットをご覧ください。

介護保険負担割合証を郵送

8月1日から適用される介護保険負担割合証を7月下旬に郵送します。介護保険被保険者と一緒に保管し、介護サービス利用時に提示してください。負担割合(1.53割)は前年中の収入に応じて決まります。

〇最近転入したなど一部の方は、発送が遅れる場合があります。

〇介護保険課 2998・9420

健やか生活アンケートにご協力ください

介護予防や認知症予防に関するアンケートです。7月下旬に対象者に郵送します。同封の返信用封筒で8月7日(金)までに返送してください。回答者には、10月下旬に結果アドバイス票を送ります。

〇令和2年4月1日時点で70歳以上の偶数年齢の方で、要支援・要介護の認定を受けていない方

本人通知制度で第三者による住民票の写しなどの取得を知らせます

不正取得を防ぐために登録をお勧めします。

〇市に住民登録か本籍がある方

通知内容 ▼交付年月日 ▼取得した証明書の種類・通数 ▼請求者の種別(代理人・第三者)

〇取得者の個人情報には通知しません。

〇国民健康保険課・健康保険課などを市役所1階市民課に直接/ 2998・9087

交通遺児奨学生を募集

〇交通遺児育英会は、高校生以上の交通遺児に無利子で奨学金を貸し付けます(最長20年で返還)。

〇奨学金：月額2〜10万円 ▼入学一時金：20〜80万円(1回限り)

〇同会 〇120・521・286

交通災害共済見舞金の請求を忘れていませんか?

交通災害共済は、加入者が交通事故に遭ったとき、見舞金が支給されます。見舞金の請求期間は、事故発生日から2年以内です。車両に係る交通事故に遭われた方は、交通安全課にご相談ください。

〇対象事故の例 ▼自転車やバイクに乗車中、単独で転倒した ▼歩行中に自動車・バイク・自転車などの車両と接触した ▼自動車に乗車中、後続車に追突された

〇同課 2998・9140

夏の交通事故防止運動

久しぶりの外出や夏の解放感が交通事故につながることも。ルールやマナーをしっかり守り、夜の外出時は明るい色の服や反射材を着用してください。

〇7月15日(水)〜24日(木)

〇交通安全課 2998・9140